

谷口委員

公明党の谷口でございます。

まず最初に、多文化共生についてお伺いしたいと思います。

今回の新たな総合計画の予算の中にも、多文化共生の地域社会づくりということで、その取組が含まれております。また、そうした社会を実現するための国際言語文化アカデミアの運営状況についても御報告がありましたので、県の外国籍県民の方への支援についてお伺いしていきたいと思っております。

まず、先ほど軽部委員からもお話がありましたけれども、本県には約 17 万人の外国籍の方がいらっしゃいます。こうした方々が直面している課題について、まずお伺いしたいと思います。

国際課長

課題でございますけれども、外国籍県民の方々が暮らすという中では、生活の基礎となるコミュニケーションの手段である言葉、言語の習得が課題かと思っております。特に非漢字圏、漢字文化圏でない国から来られた方々にとりましては、漢字の習得というものが非常に難しく、話すことや聞くことはできても、読むことや書くことといったところが課題であると言われております。

また、そうした言語の課題とも関連いたしますけれども、情報や知識の不足というようなことで、行政文書等をなかなか読めないということがございますので、日本の行政の仕組みや地域に関わる情報や知識が不足しているために、適切な行政サービスを受けることが困難な場合もあろうかと思っております。

さらには、生活習慣やそれぞれの外国籍県民の方の文化的な背景が違うというところから生ずる課題というものもあろうかと思っております。例えば住まいの借り方ですとか暮らし方、ごみ出しのルールというような生活の様々な場面において、外国籍県民の方々の持つ習慣や文化が日本のものと違うという際に、日本の地域の中で暮らす地域社会の方々との間に摩擦が生じるというようなこともあろうかと思っております。そうしたことが課題だと思っております。

谷口委員

そうした課題について、今、アカデミアではどのような取組をされているんですか。

学事振興課長

アカデミアでは、県内の多文化共生に向けて努めていくということで、まず外国籍県民支援講座としまして、外国籍県民の方を直接対象とした講座、それと、そうした外国籍県民の方を支援するボランティアの方たちを対象にした講座、今回はこの二つの講座を展開させていただいております。

まず最初に、外国籍県民を対象とした講座でございますが、外国籍県民の方には、日本に来て初めて日本語を学ぶという方もいらっしゃるということで、初めての日本語という講座を展開しております。また、特に親子で来られた場合には、子供と母親等と一緒に学んでいかなければいけないということがございますので、そうした親子日本語教室なども展開させていただいております。

また、外国籍県民を支援するボランティアを対象とした方の講座でございますが、これは、ボランティアの方に対して、日本語を教えていただくに当たっての教授法を講座で展開させていただくことと、外国籍の方にもいろいろいらっしゃると思いますので、スペイン語だとかフランス語など、そうしたボランティアのための語学講座も実施させていただいているところでございます。

谷口委員

様々な取組をされているということですが、このアカデミアがあるのは本郷台ということで、私も先日、あーすフェスタの方に行かせていただきました。大和から行ったんですけれども、1時間半近くかかった。比較的横浜に近い大和からでもこれだけかかるので、横浜市内であればすっと行けるのかもしれないんですけれども、外国籍の方からすると、本郷台まで行くというのは、なかなか難しいかなと、そういう感じがします。

そういう中で、アカデミアは出張講座というのをやっていると同っていますけれども、具体的にどこでどのような講座が開かれているのか確認したいと思います。

学事振興課長

委員御指摘のとおり、外国籍県民の方が経済的な理由、交通費等も含めてということになるかと思いますが、そうした理由も含め、あるいは仕事をお持ちになっているということから、本郷台まで来ることがなかなか難しいという点がございます。そうしたことから、本郷台で授業を行うだけでなく、出前という形で現地に赴いて講座を開くということを進めさせていただいております。

具体には、今年度の取組としましては、愛川町の公民館におきまして日本語講座を延べ10回実施させていただくことがございました。それと、鶴見国際交流ラウンジというのが鶴見駅からすぐのところがございますが、ここでは、日本語が分からずに子育てに対して不安を覚える外国籍の保護者を対象にして、延べ12回、育児に必要な日本語を学んでいただくとともに、ここに集まっただいて、一緒に仲間づくりという形で、お互いの意思疎通等を図っていただくというような取組も行っております。

それと、さらに、地域において外国籍県民への行政サービス、あるいは情報提供が円滑に行われることも必要だという点から、市の職員等を対象に、厚木市において、窓口サービスのときの日本語をどう捉えるべきかと、あるいは鎌倉市においては、保健福祉の分野における分かりやすい日本語はどのようなものかというようなことも、出前で行わせていただいているという状況がございます。

谷口委員

厚木や愛川、鶴見等でやられているということですが、私の地元の大和市にも多くの外国籍の方がいらっしゃって、様々な相談を頂きます。多文化共生といっても、現実には一朝一夕ではいけない課題がたくさんありますが、例えば、そうした課題に対して大和市ではどのような取組をされているか、ちょっとお伺いできればと思います。

国際課長

大和市での取組でございますけれども、特徴的な取組が一つございますので

紹介させていただきます。大和市は、政令市を除く県内一般の市の中では一番多く外国籍県民の方がいらっしゃいまして、6,200 人ぐらいいらっしゃいますが、市の中でも、県営住宅などに多く住まわれているというような地域もごございます。

そうした特性に着目しまして、地域で活動しているNPO団体の方々が、外国籍県民の方に対して様々な支援事業を行っているものがございます。それを県では、かながわボランティア活動推進基金 21 を活用いたしまして、地域で活躍する外国籍県民への多文化理解の促進のための協働事業を、その団体の方々と連携して実施してございます。具体的には、県営住宅に入居する際に、カンボジア語ですとかベトナム語ですとか、そうした母国語による説明会を、自治会の役員の方も同席していただいて実施する。その際には、入居後の生活のことや、自治会活動に関する情報の提供なども行っております。その入居時の説明とともに、入居後の生活についても、外国籍県民の方から多岐にわたる相談が様々なわけですが、そうしたことにも母国語で相談に乗る体制もとっているところでございます。

こうした協働事業は、県では、県営住宅を所管している県土整備局が主体となっておりますが、私ども国際課といたしましては、この協働事業の中で、入居者からの相談に乗るNPO団体の方の相談員のスキルアップというようなことで、研修機会の提供をしているところでございます。

谷口委員

大和の中でもこうしたNPOと協働しながら、一緒にやりながら様々な取組をしているということではありますが、現実には、まだいろんな問題や課題がありますので、私自身もしっかりとこういう方々とも勉強しながら、徐々に取り組んでいきたいと思っております。

そうした外国籍県民支援の様々な取組について、今御紹介いただきましたけれども、この新たな総合計画の中で外国籍県民支援をどのように位置付け、また取り組んでいこうとされているのか、最後に確認したいと思います。

国際課長

今回、新たな総合計画の素案を示させていただいておりますけれども、多文化共生の地域社会づくり、このプロジェクトは三つの構成事業で形づくられていますが、その中に、外国籍県民が暮らしやすい環境づくりというのを一つ盛り込んでございます。

その構成事業といたしまして、具体的には、まず一つ目は、県内で学び働く外国籍県民の方が、地域で円滑なコミュニケーションを図ることを支援してまいりたいということで、国際言語文化アカデミアにおいて、外国籍県民を対象とした言語講座や各種取組を実施してまいりたいというのが一つでございます。

また、外国籍県民の方が安心して暮らすために、様々な場面で支援に携わる方がございます。先ほど申し上げた相談の窓口にいらっしゃる方、あるいは社会福祉の現場で外国籍県民の方に接する方、そういう地域の中で外国籍県民の方の様々な生活課題の解決に向けて現場で支援活動をされる方のスキルアップのための研修機会の提供ということも実施してまいりたいと考えております。

さらには、今年の大震災以降、災害時における外国籍県民の方への対応の充

実ということも考えておりました、多言語による情報発信や相談体制の強化というものにも取り組んでまいりたいと考えています。

以上のようなものを、今回の新しい総合計画の素案の中には盛り込ませていただいております、今後、総合的な外国籍県民支援策を展開してまいりたいと考えております。

谷口委員

一朝一夕に様々な課題を解決することは難しいんでしょうけれども、しっかりとそうした施策に取り組んでいただけるように要望したいと思います。

次に、若者サポートステーションについてお伺いしたいと思います。これは、通称サポステと言われておりました、以前にも質問させていただきましたが、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、7月にも伺いましたけれども、このサポステというのは、県西地域の方についても是非開設が必要だと思っておりますけれども、県の考えをお伺いしておきたいと思っております。

青少年課長

現在、県内の地域の若者サポートステーション、いわゆる通称サポステでございますけれども、まず、政令市の3市域にそれぞれ1箇所ございまして、その他に横浜市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市の5市が連携した、大船にある、湘南・横浜サポートステーションということで、合計4箇所が県内では設置されておりました、今申し上げたように政令市域を中心に県東部に偏っているというのが実情でございます。

そうした中で、県内のひきこもりにつきましては、推計で5.3万人いるとされておりまして、政令市域を除いても1.8万人いらっしゃると思っております。したがって、そうした方々の支援のためにも、県西部にもサポステを設置する必要があるというふうに考えております。

ただ、そうした中で、国が平成23年度から、サポステの設置条件として新たに、対象地域の若年無業者数が3,900人以上必要という条件を加えましたので、政令市以外の市町村が単独で3,900人以上という条件をクリアすることはできないことになりました。したがって、市町村による開設は難しい状況になってございます。したがって、私ども県が中心となりまして、市町村の協力を求めながら、新たなサポステの開設を目指すべきであると考えているところでございます。

谷口委員

その現状はよく分かりました。そうした課題についてどういうふうに取り組んできているのか、また、新たな課題等についてちょっと確認させていただきたいと思っております。

青少年課長

地域若者サポートステーションにつきましては、国が直接、民間団体に運営を委託するという方式のものでございますけれども、ただ、自治体にも、サポステを拠点とした支援体制を構築することが求められております。したがって、厚生労働省やNPO、さらに市町村のそれぞれと、直接の説明や意見交換を行ってまいりました。

そうした中で課題といたしましては、まず一つ目ですけれども、サポステの運営のために、企画に応募して国から採択されるだけの力と実績がある、しっかりとした民間団体が必要となりますけれども、県域ではなかなか、若者の自立への実績のある団体が少ないというのが現状でございます。その中でも現在、県西部への設置に向けて準備を進めている団体がございますけれども、トータルとしては、今後は力のあるNPOを県内で育成していくことが非常に重要な課題であろうと、まず第1点目に考えております。

二つ目といたしましては、開設後の具体的な支援のためには、運営団体と県という関係だけではなく、市町村が連携した支援体制を組んでいくことが必要でございます。しかし、はっきり申し上げて、市町村の課題意識には温度差があるというのが実情でございます。したがって、一つでも多くの市町村に理解していただけるよう取り組んでいくという課題がございますけれども、これにつきましては、現在個別に説明などを行っております、一つでも多くの理解をいただけるよう努めているところでございます。

三つ目でございますけれども、これは何と申しましても、国の採択ということが中心の課題になってまいります。国に採択されるために、厚生労働省としっかりと調整しながら、今後も進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

谷口委員

その厚生労働省との調整についてですけれども、どのような状況でしょうか。
青少年課長

現在、サポートステーションというのは全国に110箇所ございます。それに加えまして、来年の概算要求以降の状況を国の方にいろいろお聞きしましたところ、新たに5施設の開設を目指すということでございまして、実際の開設施設の一つに、是非私どもの施設が選考されるように直接厚労省に足を運んだり、電話などにもよりまして、本県の目指すサポステの方向性、それから進捗状況の説明に加えまして、国の考え方や採択に向けた準備の確認、こういったものを実際に行ってまいりました。

その際にですが、厚労省からは、採択されるには企画コンペ、あくまでもこれは企画コンペであるというふうにはっきり言われておりまして、そこで選ばれる必要があると。そのためには、応募企画を良いものにしてもらうしかないというふうにはっきりと言われておりますので、現在、良い企画となるように準備を進めているところでございます。

具体的には、国の基本的な総合相談の仕組み、これに加えて、本県独自の効果的なプログラムを盛り込むということとともに、一つでも多くの市町村に支援の枠組みを広げ、参加していただけるよう呼び掛けを進めまして、開設準備の中で企画内容の充実を図っているところでございます。

谷口委員

国の採択を勝ち取るためには、県として独自性を出していくと今お話にありましたが、具体的にどのようにやっていこうとお考えですか。

青少年課長

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、県としましては、新たにサポス

テの設置を目指すに当たりましては、国が委託内容の中心としているキャリアコンサルティングの部門がありますが、それを中心にして、それに加えまして神奈川らしい独自のプログラムを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

現段階ですけれども、例えばひきこもりなど、現在、就労が難しい若者にとりましては、事務や営業など、オフィスで勤めるサラリーマン、つまりホワイトカラーのような就労形態だけが自立なのではなくて、例えば農業のように自然の中で命を育てていく活動、さらに木工のようにこつこつと作品をつくり上げていく仕事、あるいは、若者が普段利用しているITですね、そういったものに関わる仕事など、様々な仕事を体験していただいて、自分に合ったものを選択いたしまして、その道で自立していくことを手助けするというのも非常に重要なことであると考えております。また、高校中退者といった方々への対応でございますとか、どうしてもひきこもっていると学力不足に陥りますので、そうした方々への支援などについても取組を検討しているところでございます。

谷口委員

是非、国の方に採択されるように、今おっしゃられたことをしっかりと進めていただいて、実際にできるようにお願いしたいと思います。

最後に、今後のスケジュールをどのように想定されているのか、再度確認したいんですが。

青少年課長

まず、国の採択までのスケジュールでございますけれども、昨年の例で申し上げますと、正式な公募が1月31日にあり、それから応募の期限が2月21日、そして正式決定が3月30日でございますので、現在、このスケジュールを念頭に準備を進めているところでございます。

そして、企画のレベルを少しでも上げなければなりませんということで、神奈川らしい企画の内容につきまして、応募団体や市町村と調整しながら、機会を捉えて厚労省を訪れて情報収集に努めて、その上で応募ぎりぎりまで企画の充実や精査を行いまして、企画コンペで採択されるよう尽力してまいりたいと考えております。

また、採択された場合には、できるだけ早くオープンして、少しでも早く、一人でも多くの若者が相談に来ていただいて、自立に向けた道を歩み始められるように、PRにも力を入れたいと考えております。

ひきこもりなど、困難を抱える若者の自立の支援につきましては、実際にはサポステだけではできませんので、様々な専門機関や各市町村、支援団体などの協力を得まして、本人に適した息の長い支援ができるように、県内の他のサポステや相談機関とも連携しながら取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

県内には、ひきこもりの方が約5万人いらっしゃるかと推計をされています。私もかつて横浜のサポステを視察させていただいたことがありますけれども、非常に心理的な面、また、体を動かすことによって心をほぐしていくというような、様々な取組をされていて、こうしたひきこもりの方も含め、自立にとつ

ては非常に有効な施設であると思いますので、是非採択されるように頑張ってくださいと思います。

次に、企業庁の関連でお伺いしたいと思いますけれども、ダムの情報提供の充実についてお伺いしたいと思います。この件については、先日の一般質問でもお伺いしましたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

まず1点目に、大きな地震のときには臨時点検を行うということでありませ

けれども、これまでの実績について確認しておきたいと思います。

水利課長
地震によるダムの臨時点検でございますけれども、国土交通省の通知によりまして、ダムまたはダム近傍施設ということで、気象庁震度階では4以上、また、地震計で25ガル以上観測した場合に実施することになっております。

これまでの本県が管理する主なダムにおける実績でございますけれども、城山ダム、三保ダムが完成してから約30年が経過しておりますので、過去30年の状況ということでございますけれども、相模ダムで24回、平均しますと1.3年に1回の点検。それと城山ダムで17回、これは1.8年に1回。三保ダムで26回ということで、これは1.2年に1回という頻度で点検を実施しております。最近の事例では、本年3月11日の東北地方太平洋沖地震、あるいは3月15日の静岡県東部を震源とする地震の際に臨時点検を実施しております。この臨時点検の結果ですが、ダムへの被害が確認された事例はございませんでした。

谷口委員

私もかつて要望させていただきましたけれども、こうした臨時点検についてホームページで公表するというふうになっておりますけれども、どういう内容をどういったタイミングで報告するのか、情報提供するのか、確認したいと思います。

水利課長

地震時の臨時点検でございますけれども、まず先に目視によりまして、ダムの外観ですとかひび割れなどを点検する1次点検がございます。それと2次点検といたしましては、1次点検の結果、被害があった場合ですとか、震度5弱以上の地震が観測された場合でございますけれども、ダムの漏水量ですとか変形量、また、圧力などを観測機器などを用いて計測する点検がございます。

これらの点検をホームページで公表するタイミングでございますけれども、1次点検を開始した際、それと1次点検を終了したときです。それと2次点検につきましても、2次点検を開始したとき、あるいはまた2次点検を終了したときに公表するということでございます。また、このホームページの掲載内容でございますけれども、点検に入った時点では点検中ということで公表を行うこととしております。それと、1次点検と2次点検の点検終了後につきましても、結果に異常がなければ、点検の結果、ダムに問題ございませんでしたと。また、万が一、被害が生じた場合には、その内容や対応などにつきましても、可能な限り速やかにホームページで公表していきたいと考えております。

谷口委員

点検中、また、点検結果というふうにご公表されるということでもあります。これは非常に大事なことであり評価したいと思います。

その上で、こうした情報提供が自分のところのホームページだけでとどまっていたのでは、なかなか多くの方への周知徹底というのは難しいと思うんですね。そういう意味で、もう少し地域の方々に分かっていたくいろんな工夫が必要だと思っただけでも、そういった点についてはどのように考えていますか。

利水課長

これらの情報提供につきましては、これまで大雨の際の放流などにつきましては、下流市町をはじめとした関係機関への連絡もさせていただいております。そういう中で、これらに加えて、今後大きな地震が起きた際の臨時点検結果ですとか、大雨の際の放流状況などの情報につきましては、ダムについての情報提供の充実を図るという意味から、企業庁のホームページで公表するところですが、これらの情報を、より広く県民の方に周知する必要があるというふうに考えております。

また、今後でございますけれども、作成するダム関連のパンフレットにホームページのアドレスを掲載したり、ダム見学者の方にこういう情報がございすということでお知らせするというのを考えております。

それと、各市町のホームページの防災情報の欄に企業庁のホームページのダム情報をリンクするようにお願いすることも考えております。また、どうしても住民の方々から市町の方へ問い合わせが多くなるということも想定されますので、市町の方でも、企業庁のダムの情報に対応できるように、あらかじめホームページについては市町の方にも説明させていただくと。それで、不明な点がございましたら、詳細な点につきましては企業庁の問い合わせ先に照会していただくというふうなことで、情報の周知を図っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、今後とも住民の方々の不安を解消するために、ダムの情報をより多くの方へ提供できるような形で進めてまいりたいと考えております。

谷口委員

その市町への働き掛けは既に始めているんですか。それともこれからですか。

利水課長

ダムの安全性等につきましては、これまでもやってきたところでございますけれども、ホームページにつきましては、最近ホームページをアップさせていただきましたので、今後、市町の方を訪れながら協力を依頼していきたいというふうに考えております。

谷口委員

パンフレットの場合だと即情報は流せませんので、しっかりリンクを張っていただき、また、個別の様々な対応をして細かく対応していただくことをお願いしたいと思います。

1点だけ最後にお伺いしたいと思います。

企業庁のバックアップの見直しについて伺いたいと思います。今回、情報システムのバックアップの見直しを行うということでもありますけれども、現在、どういうバックアップをしているのか、また、これからどのように見直すのか、この2点について、まずお伺いしたいと思います。

企業局情報管理課長

まず現状でございますが、企業庁が運用している各システムで取り扱っている、日々更新している情報は、毎日の業務終了後に磁気テープでバックアップデータを取得して、情報管理課で保管しています。それとは別に、防災対応として、被災時に情報システムの早期復旧用といたしまして、業務データの他、サーバの設定条件のデータであるとか、業務処理を行うソフトウェアの情報データ、それらを含めて複数バックアップで週1回、やはり磁気テープで取得して、本県と隣接していない関東地域の地盤強固な民間施設に運搬して保管管理しています。

今回の見直しでございますが、東日本大震災のような大規模で広域の災害に対しまして、日々更新される情報データ、それから防災ファイルの保管管理につきまして、同時被災しないというようなバックアップに見直すということにしております。具体的には、関東地方より更に遠隔地に保管管理すること、そのためのバックアップの方法でございますが、磁気媒体、磁気テープだけでなく、ネットワークといたしまして専用回線を利用したバックアップの手法を含め、検討して見直しを行うということでございます。

谷口委員

ネットワークを利用して専用回線等を使いながら、民間では通常、大体、東京と大阪、二つに同時にバックアップをとりながら、かなり離れたところにそういう施設を、またサーバを置いたりしてやっているのが多いと思います。

そうした県の重要データのバックアップの今後の在り方を検討するというふうに聞いていますけれども、その取組として県全体の中で見直しを検討しているのか、確認したいと思います。

企業局情報管理課長

今回の東日本大震災により、第二分庁舎にございます県のコンピュータセンターが被害を受けたということで、総務局の情報システム課でそのコンピュータセンターを運営しておりましたが、その再整備の方向を取りまとめるというような予定になっております。重要データのバックアップにつきましても、その再整備の中で総合的に検討していくということでございます。

企業庁といたしましても、総務局のコンピュータセンターの再整備の取りまとめの結果により、システムの運用場所も含めて見直しを行うということになりますが、その辺は総務局と十分に連携をとりながら検討していくところでございます。

しかしながら、それはまだ少し先ということですので、当面は現在の民間施設に継続して運用せざるを得ない状況になっております。そういう意味では総務局の検討とは別に、災害対策の強化、業務継続の確保の観点から、独自に日々の更新データなどを安全な場所に、遠隔地に保管する方法を検討しているということでございます。

谷口委員

是非、想定外だったということが起きないように、しっかりとバックアップ体制の見直しを進めていただきたいと思います。

あと原子力災害対策についても企業庁の方にお伺いしたかったんですけれど

も、時間がまいりましたので、以上にて質問を終わります。

(休憩 午後零時 1 分 再開 午後 4 時 11 分)

(日程第 1 及び両局所管事項について質疑を打ち切り)

7 日程第 1 について意見発表

八木委員

自民党の八木大二郎です。上程されております議案につきまして、自民党県議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回上程されております条例案 3 本につきましては、NPO が地域課題を解決するための担い手として成長し自立していく上でいずれも不可欠な条例であり、県の迅速な取組を評価するものであります。

しかしながら、これらの条例が効果を発揮するためには、条例施行後の取組が特に重要であることに鑑み、何点か意見を申し上げます。

まず、特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例についてであります。当委員会において何度か指摘してまいりましたが、今回の寄附税制の改正により、NPO 法人への寄附について、最大で 50% の税額控除が可能となりましたが、そのためには、県の指定だけでなく、市町村の指定や所得税に関わる認定が必要となります。したがって、指定や認定に当たりましては、県、市町村などが相互に連携し、NPO に過度な負担をかけることのないよう、迅速かつ効率的な手続を行うよう求めます。

また、指定における公益要件等の判断基準につきましては、当局並びに審査会等の審査を通じて判断する人によって評価が大きく異なることがないよう、我が団として明確な基準を求めてまいりましたが、かなり具体的な審査、判断基準が示されましたことは評価いたしますが、施行後にあっても絶えず運用面でのフォローアップを行い、審査や基準の客観的透明性や公正を期するよう求めておきます。

一方、いかに審査を厳正に行っても、NPO 法人が虚偽の申出を行ったり、指定等を受けた後に目的を逸脱した事業を行っていたことが発覚した場合には、指定の取消しなど厳しく対処するのはもちろんのこと、その NPO 法人に寄附し税額控除を受けていた者に対しても、問題となる行為を行った時点に遡及し、その後の寄附控除分について取消し、遡及賦課することを課税当局に求めます。

なお、これら条例制定後の運用状況につきましては、施行後も適宜議会に対して報告するよう求めます。

次に、報告事項や喫緊の課題について申し上げます。

まず、国際言語文化アカデミアについてであります。当アカデミアは厳しい財政状況の中で様々な経緯を経て設立された施設であります。こうしたことから、アカデミアについては今後も県民のニーズを的確に捉えた事業を進めるよう、引き続き関係機関としっかり連携し、外部評価を真摯に受け止め、事業を実施されることを求めます。

次に、公文書の適切な保管管理についてであります。公文書は現時点での説明責任とともに、将来世代への説明責任を果たす上で重要であり、その機能を担う公文書館の役割も重大であると考えております。公文書の所在確認がいつでもできるようにするとともに、公文書館の機能強化についてもより積極的に取り組んでいただくことを求めます。

最後に、朝鮮学校への経常費補助金について申し上げます。

本件につきましては、我が団としてこれまでもたびたび意見を申し上げてまいりましたが、先般、県当局と当常任委員会の代表によって朝鮮学校への授業参観が実現されたことにより、学校現場での授業の様子が直接確認されたことは、他県では行われていない画期的なことであり、神奈川県内の朝鮮学校の透明性を高めることにつながったと考えております。

しかしながら、県民の目は依然として非常に厳しく、拉致事件に関する授業が継続的に実施されているかを引き続き確認することが必要であります。また、現在の教科書には、拉致事件の記載がないことから、次回の本格改訂におきましては、教科書にしっかりと適切な記載がされることが重要であり、県として適宜必要な確認をすることを強く求めます。

さらには、一部新聞報道にもありましたように、支出した補助金が目的外に流用されることはあってはならない不正な行為であることから、補助金が目的どおり使用されているか、今後も引き続き適切な調査を行うよう強く求めます。

以上で意見発表を終わります。

合原委員

民主党・かながわクラブとして、本委員会に付託された定県第 80 号、84 号、85 号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本県では、様々な課題の解決や県民のニーズに応えるため、多くのボランティア団体が活発に活動しています。しかし、財政的基盤が弱い弱であるために、設立の目的を十分に果たせず、運営に困難を来している団体も散見されるのが現状であります。こうした団体が活動を充実させるためにも、寄附制度の促進は大変重要です。

寄附行為の意義やメリットを県民にアピールすることはもとより、寄附の募集をしていない団体を含め、制度を分かりやすく周知させる工夫をしていただくよう要望いたします。また、寄附の募集をしていない団体を含め、NPO法人にも賛同者を増やす努力をするように促していただきたいと思います。

そして、多文化共生について申し上げます。

外国語を学び、他国の歴史や文化への理解を深めることは、多文化共生の基礎となる重要な要素であります。しかし、その前提として、自国の歴史や文化を学ぶことは重要であると思われまますので、今後も日本の歴史や文化や芸術を学ぶ機会を充実させるよう要望いたします。外国で日本の文化を語れる教育者を養成していただき、さらに教育局と連携して、高校の語学教育においても他国の文化や歴史を学ぶ機会を増やすとともに、我が国の歴史や文化を外国語で表現できる学力の習得を推進してもらいたいと思ひます。

そして最後に、認定こども園について申し上げます。

保護者にとりましては、必要な時間子供を預かってもらえることが重要な

でありまして、安心して働ける環境を提供することが求められます。待機児童ゼロを実現するためにも、認定こども園がもっと増えるように積極的に働き掛けを行い、認定こども園が思うように増加しない理由として、もし法律上の問題があるのならば、国に対しても率直な意見を述べ、待機児童ゼロ政策を推進するよう要望いたします。

軽部委員

みんなの党、軽部でございます。

それでは、当常任委員会に付託されております諸議案及び当委員会に関連します事項につきまして、みんなの党神奈川県議団として意見発表を賛成の立場から行わせていただきます。

本県では、DV被害支援については、市町村や警察本部等の積極的な取組や、民間団体が早くから主体的な取組を行ってきました。しかし、DVに関する調査では、交際相手からの暴力の経験を受けた女性が13.6%という結果も出ております。また、被害に遭って誰に相談するかは、友人が47.5%、親には8.2%で、誰にも相談しない女性は25%という結果が出ています。このようなことから、若い世代への意識啓発は重要であり、暴力は絶対に許されないという認識を持ち、交際相手からの暴力について家族と社会で理解を深めることが重要かと考えます。引き続き、教育局とも連携しながら、意識啓発に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、水道施設相互融通化整備事業では、災害や事故に強い水道づくりを目指す事業であって、県民のライフラインを確保するための重要な事業と理解するものであります。地震により、浄水場などに万が一被害があっても、別の浄水場や横浜市など他の市や町から水を供給できるように連絡管を整備し、災害に対する安全を更に確保してほしいと思えます。

以上申し上げました観点から、なお一層の御努力を期待しまして、本常任委員会に付託された諸議案について賛成いたします。

谷口委員

公明党の谷口でございます。本委員会に付託されました議案また報告事項について、賛成の立場から意見発表をさせていただきます。

まず、第1点目に、多文化共生の地域社会づくりについてでありますけれども、多文化共生の地域社会とは、地域に暮らす人々が互いの文化の違いを理解し合い認め合いながら暮らす社会のことと考えます。こうした施策にアカデミアの活動も含めて、しっかりと取り組んでいただき、多文化共生社会の実現を目指していただけるように要望いたします。

2点目に、ダムの情報提供の充実についてであります。地震に対する安全情報に限らず、大雨のときの放流など、更にきめ細かな情報の提供を進めていただくとともに、流域の方々の安全・安心のために、万全な取組を行っていただけるよう要望いたします。

3点目は、企業庁における原子力災害対策についてであります。時間が限られていた関係で本委員会では触れることができませんでしたが、原発事故が収束するまで、今後何十年もかかると言われております。したがって、放射性物質の漏えい事故は今後とも起こり得るものとして、企業庁としても県民

の安全・安心を守るための対策を新たに策定する計画にしっかり盛り込んでいただけるよう要望いたします。